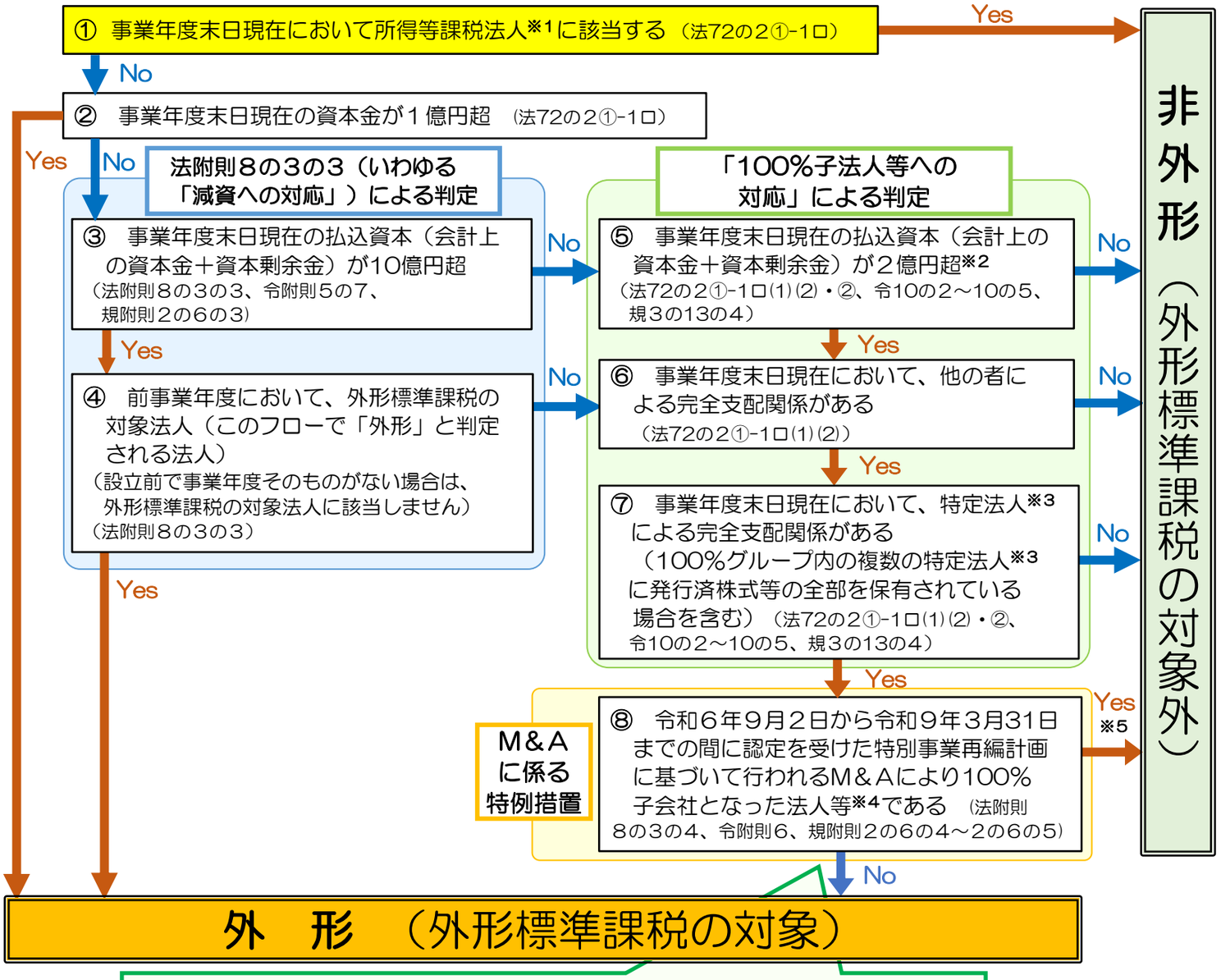
外形対象判定フロー（令和８年４月１日以後開始した事業年度）

令和７年４月１日から令和８年３月31日までに開始した事業年度のフローはこちら



令和８年４月１日から令和10年３月31日の間に開始した事業年度において、「100%子法人等への対応」の要件に該当する法人は、「負担変動軽減措置」（令和６年改正法附則８②の控除）の適用がある場合があります。
詳しくは、負担変動軽減措置の適用判定フローをご覧ください。

※１　所得等課税法人 ＝ 法72の４①各号に掲げる法人（公共法人）、法72の５①各号に掲げる法人（公益法人等）、法72の24の７⑦各号に掲げる法人（特別法人）、法72の２④に規定する人格のない社団等、法72の２⑤に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人及び一般財団法人

※２　令和６年３月30日（令和６年改正法の公布日）以後に特定法人※3との間に当該特定法人による完全支配関係がある、又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式の全部を保有されている法人が当該100%グループ内で資本剰余金を原資とした配当等を行った場合、当該配当等により減少した金額を加算した金額となります。

※３　特定法人 ＝ 払込資本の額（会計上の資本金＋資本剰余金）が50億円を超える法人（法72の２①-1ロに掲げる法人（このフローで「非外形」と判定される法人）を除く）並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社

※４　産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた同法第24条の３第１項に規定する認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画の認定の申請の日前５年以内に株式又は出資の取得等をし、完全支配関係が継続している法人のうち一定のもの（５年以内株式等取得等法人）を含みます。

※５　認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から、当該取得等の日以後５年を経過する日を含む事業年度までが、「非外形」（外形標準課税の対象外）となります。

（凡例）
法：地方税法　令：地方税法施行令　規：地方税法施行規則
令和６年改正法：地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）
条：算用数字　項：〇で囲んだ算用数字　号：ハイフンと算用数字